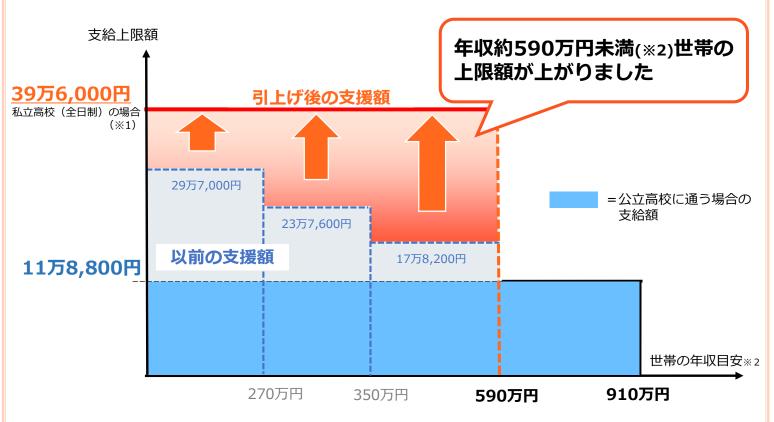
高校生の学びを支えます

高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。

令和2年4月から、私立高校生への就学支援金が大幅に拡充されました! (私立高校授業料の実質無償化)



- ※1 私立高校(通信制)は29万7,000円国公立の高等専門学校(1~3年)は23万4600円が支給上限額
- ※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は裏面下表参照)



<u>判定基準 (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方</u>が対象です。

※ 学校種:高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程)など

文部科学省のwebサイトには、 制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



文部科学省 CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECH



高校生等への修学支援

検索





(新入生の皆さん)

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。

既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の 再提出は不要です(保護者に変更のある場合を除く)。

対象となる方の判定基準について

判定基準

○次の計算式 (両親2人分の合計額) により判定

【計算代】

市町村民税の課税標準額×6% -市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

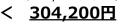
上記による算出額

154,500円



支給額:最大396,000円

(154,500円以上)





支給額:118,800円

ご自身の課税標準額などはマイ ナポータルで「あなたの情報」 から確認できます。(マイナン バーカードが必要です。)





(参考)支援の対象になる世帯の年収目安						
	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給			
両親のうち 一方が働いて いる場合	子2人(高校生・高校生) _{扶養控除対象者が2人} の場合	~約950万円	~約640万円			
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約960万円	~約650万円			
両親共働きの 場合	子2人(高校生・中学生以下)	~約1030万円	~約660万円			
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が <u>2人</u> の場合	~約1070万円	~約720万円			
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約1090万円	~約740万円			

- ※支給額は、私立高校(全日制)の場合。
- ※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。
- ※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。



お問合せについて

学校またはお住まいの都道府県へ

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/ shotou/mushouka/1292209.htm



https://www.mext.go.jp/a_menu/ shotou/mushouka/1292214.htm



学びたいキミを応援します。

大切なお知らせです。 必ず保護者に渡してください。

みんなに知ってほしい

高校生への2つの支援

返還不要の支援です。それぞれ申込みが必要です。

① 高等学校等就学支援金

国の授業料支援のしくみです。

年 年収約910万円未満の世帯が対象

学校種:高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程)など

申込みは、学校へ 入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

② 高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、 授業料以外の教育費支援のしくみです。

生活保護世帯、年収約270万円未満 (住民税所得割非課税) の世帯が対象

学校種:高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科(特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費 | の支援があります)



申込みは、学校へ

毎年7月頃に手続きが必要です。詳しくは学校にお問合せください。

都道府県の お問合せ先



文部科学省のホームページから確認する場合

文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/) > 教育

> 小学校、中学校、高等学校(ページ下部「教育カテゴリー一覧」)

> 高校生等への修学支援 > 問合せ先(ページ右側) > 高校生等奨学給付金による支援

参考:保護者等の年収目安と支給額(令和3年度)

┏ <u>両方利用できます</u>!

保護者等の年収目安	約270万円未満	約270~590万円	約590~910万円	約910万円以上
①高等学校等就学支援金	国公立:約12万円			
少同寺子仪寺就子又饭亚	私立	:約40万円	私立:約12万円	
②高校生等奨学給付金	約3~15万円			

「学びたい」をあきらめないで。

新型コロナウイルスの影響などで

家計急変した高校生への支援

失職、倒産、新型コロナウイルス感染症の影響による減収などで家計が 急変した世帯の方は、お住いの都道府県の支援事業が受けられます。

それぞれ申込みが必要です。

① 授業料軽減

都道府県の**授業料支援**のしくみです。

お住いの都道府県が定める要件に該当する方が対象

学校種:高等学校のほか、各都道府県が定める学校種が対象



🖉 お問合せ・申込みは、学校へ

都道府県の お問合せ先



私立



文部科学省のホームページから確認する場合

文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/) > 教育

- > 小学校、中学校、高等学校(ページ下部「教育カテゴリー一覧」)
- > 高校生等への修学支援 > 問合せ先 (ページ右側)
- > 家計が急変した世帯への支援

② 高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、 授業料以外の教育費支援のしくみです。

年中 年収約270万円未満相当 (住民税所得割非課税相当) になった世帯が対象

学校種:高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科



🖉 お問合せ・申込みは、学校へ

都道府県の お問合せ先



文部科学省のホームページから確認する場合

文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/) > 教育

- > 小学校、中学校、高等学校(ページ下部「教育カテゴリー一覧」)
- > 高校生等への修学支援 > 問合せ先(ページ右側) > 高校生等奨学給付金による支援

こうとう がっこうとうしゅうがくしえんきん

高等学校等就学支援金の申請は マイナンパーで!

高等学校等就学支援金は、 国の授業料支援の仕組みです。



マイナンバーキャラクター **マイナ**ちゃん

申込みは、学校へ。 マイナンバーで申請してください。

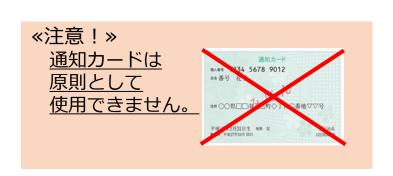
▼必要なもの(<u>いずれか</u>をご用意ください)

①マイナンバーカードの裏面コピー

または

②マイナンバーが記載された 住民票写し ※住民票記載事項証明書でも可





このほか、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、学校からのお知らせを確認してください。

入学時等に**マイナンバーを提出して認定を受けた場合**、その後も所得制限に該当しなければ、**3年間(定時制・通信制は4年間)、原則手続不要**です。



- ※途中で保護者が変わったり、住所が変わったりした場合は、 手続きが必要になることがあります。
- ※一度所得制限に該当した方が、再度支給を受けようとするときには、再度申請手続が必要です。

1年生 〉 2年生 〉 3年生

こうとうがっこうとうしゅうがくしえん きん 高等学校等就学支援金

対象

高校等(高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程)など)に在学中で、日本国内に住所を有する方。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・ 高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は48月)を超えた方
- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額



ご自身の課税標準額などは**マイナポータル**で「**あなたの情報**」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



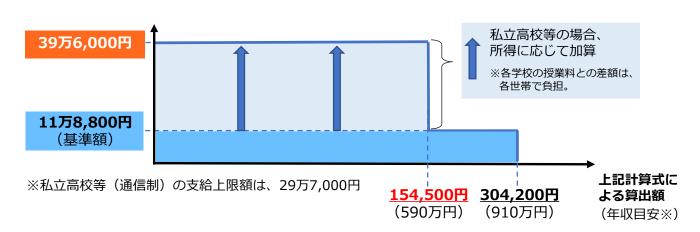
支給額

(1) 国公立高校に通う生徒:

公立高校授業料相当額 (年額11万8,800円) 国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2) **私立高校等**に通う生徒: (**年額最大39万6,000円**) 下図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。 就学支援金とは別に、都道府県 独自の経済的支援があります。 詳しくは各都道府県にお問合せ ください。

全日制高校の場合の支給上限額



※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、 家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。